

## 教育大綱及び教育振興基本計画の位置づけと策定について

## I 教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画です。教育基本法第 17 条第 2 項において、**地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考**にしつつ、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう**努めるもの**とされています。

## II 教育大綱について

## 1 根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(大綱の策定等)第一条の三

**地方公共団体の長**は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する**総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)**を定めるものとする。

2**地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議**するものとする。

## 2 大綱の定義及び記載事項(文部科学省局長通知)

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その**目標や施策の根本となる方針を定める**ものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではない。

## 3 地方教育振興基本計画と大綱の関係(文部科学省局長通知)

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、**地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。**

## 4 大綱の期間(文部科学省局長通知)

・大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、**4年～5年程度を想定。**

## III 総合教育会議

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

この改正により、教育に関する予算の編成・執行などの権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、すべての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることになりました。

「総合教育会議」が設置され、次の事項に関する協議・調整を行っている。



【法律上の位置づけ】

区 分	大 綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長※総合教育会議において要協議	地方公共団体策定
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 <b>※必須</b>	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 <b>※努力義務</b>

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【教育基本法】

第十七条政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。2地方公共団体は、前項の計画(政府の教育振興基本計画)を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 大綱に関する文部科学省の考え方

(平成 26 年 7 月 17 日文部科学省初等中等教育局長通知)

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。